農高・農大就農促進対策事業(農高就農促進対策助成)実施要領

1 目的

農業高校における就農促進活動に助成することにより、農業高校生の就農意欲の醸成及び新 規就農を促進する。

2 助成対象者

農業に関する学科等を有する高校

3 対象となる活動

以下の活動のうち、(1)か(2)のいずれかを必ず事業内容に含め、2項目以上を実施する。

- (1) 先進農家等による講話や技術指導など外部講師招聘
- (2) 先進農家等の視察研修
- (3)地域との交流
- (4) その他就農促進に関する活動等
- 4 助成限度額

1 学科(自営者学科及び総合学科) 当たり 100千円

- 5 事業の申請,決定,実績報告等
 - (1)助成を受けようとする農業高校においては、申請書(別記様式第8号)に次の関係書類を添付し、教育庁を経由して提出する。

ア 事業計画書

別記様式第 9号

イ 収支予算書

別記様式第10号

- ウ 助成金振込口座の写し
- (2) 理事長は、提出された申請書を審査し、適当と認めたときは、決定通知書(別記様式 第11号)により農業高校へ通知する。
- (3) 当該事業を実施した農業高校は、事業実施年度末までに事業実績報告書(別記様式第 12号)に次の関係書類を添付し、教育庁を経由して報告する。

ア 事業実績書

別記様式第 9号

イ 収支精算書

別記様式第13号

- ウ写真
- エ 領収書の写し
- オ 協会ホームページ掲載用の実績書

6 助成金の返還

当初計画に対して事業が相当程度実行されていない場合や、事業実績報告書等の提出がない場合は、助成金の返還を求めることがある。